

第50号議案

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

品川区社会福祉基金条例（昭和52年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	障害者用善意社会福祉基金	10,000,000円	
	石原ふみ障害者用社会福祉基金	684,824,026円	
	安田リウ障害者用社会福祉基金	10,000,000円	
	佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金	8,000,000円	を
	高田右多子障害者用社会福祉基金	81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額	
	矢部久子高齢者用社会福祉基金	10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	
」			
「	矢部久子高齢者用社会福祉基金	10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	に
」			

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 社会福祉基金のうち障害者用善意社会福祉基金外 4 基金を廃止する必要がある。